

議員提出議案第1号

公立学校教職員への「1年単位の变形労働時間制」導入の撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案……別記

令和2年3月2日提出

提出者	交野市議会議員	皿	海	ふ	み
賛成者	交野市議会議員	野	口	陽	輔
〃	〃	白	口	誠	二

公立学校教職員への「1年単位の变形労働時間制」導入の撤回を求める意見書（案）

公立学校教職員への「1年単位の变形労働時間制」導入の撤回を求める意見書

政府は昨年の臨時国会で、公立学校教職員に「1年単位の变形労働時間制」を導入しようとする教職員給与特別措置法改正案を国会に提案、可決させ、2021年度から制度を運用しようとしている。

これは、繁忙期（学期中）の所定労働時間を延長するかわりに、閑散期（夏休み期間等）に休日を増やす趣旨であるとしている。しかし、1日平均11時間17分の勤務を行っている学校の現状（厚生労働省「平成30年版過労死等防止対策白書」より）を考えれば、制度の導入は、時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはならない。また、夏休み期間も教職員にとっては研修や授業準備、部活などの仕事があり、变形労働時間制で休みのまとめ取りが可能となるわけではない。

とりわけ、授業のある期間が「繁忙期」とされ、所定の勤務時間が1時間から2時間延長されることは重大である。「8時間労働」の原則が壊され、さらに長時間の勤務が強制されることは、教員の命と健康にかかわる問題である。同時に、ゆとりを持って子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことが一層困難となり、行き届いた教育を進めることが難しくなる。

また、労働基準法は「1年単位の变形労働時間制」導入の条件の1つに労使協定の締結を規定しているにもかかわらず、政府は、公務員である教員には、労使の協定さえ結ぶことなく、地方自治体の条例等によって実施させようとしている。これは、労働者保護の観点からあってはならないことである。

教員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の推進や教員定数の大幅増によって、1人当たりの業務量を縮減することが不可欠である。また、4%の教職調整額の支給と引き換えに、残業代を支給せず、際限のない長時間勤務の実態を引き起こしてきた給特法の抜本改正こそ必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、教員の命と健康を守り、行き届いた教育を進める立場から、公立学校教職員への「1年単位の变形労働時間制」導入の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

交野市議会

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛

文部科学大臣 宛

厚生労働大臣 宛